# 平成28年度第2回清掃審議会

会 議 録

平成28年10月5日(水)午後2時開会 会場 白山会館 2階 胡蝶

## 平成28年度 第2回清掃審議会会議録

日時 平成28年10月5日(水) 午後2時から 会場 白山会館2階 胡蝶

■出席委員 松原会長、山賀副会長、菊野委員、石井委員、掛川委員、片粕委員、

斎藤委員、中澤委員、星島委員、松原将委員、八子委員

■欠席委員 柴田委員、髙橋若菜委員、渡邉委員、髙橋まゆみ委員

■事務局 阿部部長、塚本廃棄物政策課長、登石廃棄物対策課長、本望廃棄物施設課長

ほか

#### 1. 開会

○ 石崎廃棄物政策課長補佐 (開会挨拶・資料の確認)

#### 2. 議事

■平成28年第1回清掃審議会の照会票について

#### 事務局説明

○ 松原会長:皆さま、本日はご多用のところご出席いただき、ありがとうございます。 それでは、議事を進行させていただきます。

議題(1)平成28年度第1回清掃審議会の照会票について、事務局から説明をお願いします。

○ 塚本廃棄物政策課長: 資料1 平成28年度第1回新潟市清掃審議会照会票まとめをご覧ください。 斎藤委員より2点ご照会をいただきました。1点目は、平成27年度家庭系ごみ量について、 資源物の内訳としてペットボトルの収集量についてご照会をいただきました。平成27年度のペットボトルの収集量は1,189トンでございました。平成25年度が1,240トン、平成2 6年度が1,197トンとなっており、収集量は年々減少傾向になっております。

2点目は、マイボトルキャンペーンについて、キャンペーンの実施により、ごみ量が減少傾向になるなど効果があらわれているのかとのご照会をいただきました。マイボトルキャンペーンはリデュース、ごみの発生抑制の意識の浸透を図る取り組みでございます。平成27年度からは、「にいがた未来ポイント」との連携やキャンペーンを通年で実施するなど、より多くの方から参加いただける仕組みに変更いたしました。また、先ほど説明しましたとおり、ペットボトルの収集量が年々減っていること、キャンペーンの応募者数が年々増加していることから、市民、事業者のごみの減量意識を高める施策の一つとして定着しつつあるものと考えております。なお、キャンペーンの応募者数について、平成24年度は約360名でございましたが、平成27年度は約1,040名と年々増加しているところでございます。

以上で説明を終わります。

## ■平成28年度第1回清掃審議会の照会票について 質疑・応答

○ 松原会長:ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問ありますでしょうか。

<なし>

# ■ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 質疑・応答

○ 松原会長:続きまして、議題(2)ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについてです。

第1回審議会で委員の皆さまからご審議をいただき、処理手数料は据え置きとの一定の方向性 及び答申案について会長一任としてまとめたところです。また、第1回審議会後に追加資料とし て直近のごみ処理原価の積算根拠に関する資料が、事務局から委員の皆さまに送付されました。 つきましては、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、あらためてご 意見やご質問はありますでしょうか。

<なし>

○ 松原会長:特にご意見がないようですので、これから答申案を配付いたします。

<答申(案)配付>

- ○松原会長:答申(案)は、これまでの審議会での意見を踏まえ、事務局で作成したものです。委員 の皆さまは今回の審議会で初めて提示いたしますので、ご確認をいただきたいと思います。 答申案について、何かご意見ありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員:ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料については、据え置くことに賛成です。 事業系廃棄物処理ガイドラインが平成27年度から本格実施されたことにより、事業系ごみ排出 量は削減されています。ごみ処理施設に直接搬入される方は、相当な量を持ち込む場合もありま す。しばらくは、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料については、据え置きでよいので はないかと考えます。
- 松原会長:他にありますでしょうか。

<なし>

○ 松原会長:それでは、配付しました答申(案)のとおり答申することでよろしいでしょうか。

<異議なし>

- 松原会長:答申にあたり、事務局から何かありますでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長:答申案について修正はないとのことですので、答申書を準備いたします。

#### ■ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(答申)

○ 塚本廃棄物政策課長:答申書の準備が整いましたので、会長より部長の阿部に答申書をお渡しい ただければと思います。よろしくお願いいたします。

## <答申書授受>

○ 松原会長:平成28年7月27日付け、新廃政第291号により諮問のありました、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

「記 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料については、据え置きと認める。」

○ 阿部部長: ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料については、据え置きを認めるとの答申をいただきました。引き続き、市民・事業者・市が一体となったごみの減量化・リサイクルの推進に努めるとともに、適正で効率的なごみ処理に努めてまいりたいと思います。ご審議いただき、ありがとうございました。

## ■新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて(審議) 事務局説明

○ 松原会長:それでは、続きまして議題(3)新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直 しについてです。この議題につきましては内容が多いため、今回だけでなく、次回以降の審議会 で継続して審議いただくことになります。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○ 塚本廃棄物政策課長: **資料2**をご覧ください。最初に、今後の審議会等のスケジュールについて ご説明いたします。

前回の第1回清掃審議会において、「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し」について諮問させていただきました。本日の第2回から第4回審議会にかけ、●(黒丸)で記載のとおり、現在の一般廃棄物処理基本計画に基づく各種施策の実施状況や課題についてご説明させていただき、皆さまよりご審議いただく予定としております。第3回審議会を11月2日、第4回審議会を11月22日に開催させていただく予定でございます。また、12月に予定しております第5回審議会では、新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しに関する答申(案)を審議いただき、1月下旬に予定しております第6回審議会で、答申をいただければと考えています。

さらに、ごみ処理基本計画と同様、し尿と生活雑排水に大別されます生活排水についても基本 計画が策定されております。ごみの基本計画に関する中間見直しの答申後、生活排水に関する現 在の状況について報告させていただく予定としております。なお、各回での審議内容について記 載してございますが、審議会の進捗状況により内容が前後することをご了承ください。

次に、資料3をご覧ください。「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の中間見直しにつ

いてご説明いたします。 1 「新潟市一般廃棄物処理基本計画について」、(1) 計画の位置づけでございます。廃棄物処理法第6条第1項において、市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることになっております。この計画は、新潟市の最上位の計画となります「新潟市総合計画」あるいは「新潟市環境基本計画」等と整合性を図り、廃棄物行政における長期的、総合的な指針となるものでございます。

なお、廃棄物処理法施行規則におきまして、「一般廃棄物処理基本計画」は長期的な視点に立ち、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業を定める「実施計画」がございます。今回は、基本計画について中間見直しを行うものでございます。

- (2)計画の概要、①計画期間でございます。現在の基本計画は平成24年2月に策定いたしました。計画期間を平成24年度から平成31年度までの8年間としております。平成28年度までを短期計画期間とし、中間目標年度でございます本年度におきまして、短期計画期間の実施状況を踏まえた計画の見直しを行うこととしております。
- ②基本理念と数値目標でございます。「市民・事業者・市との協働のもと、ともにつくる環境 先進都市」を基本理念とし、表に記載しております①家庭系ごみ量、②事業系ごみ排出量、③リ サイクル率、④最終処分量の4項目と、参考指標として廃棄物分野のCO<sub>2</sub>排出量の数値目標を 掲げてございます。
- ③基本方針については、現計画では数値目標の達成に向けた4つの基本方針を掲げております。 「基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」、「基本方針2 事業系ごみの排 出抑制と資源化の推進」、「基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」、「基本方針 4 収集・処理体制の整備」でございます。
- 次に、2「新潟市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しについてです。平成19年6月に策定しました前計画は、平成20年6月から開始しました新ごみ減量制度の実施により、最終目標を前倒しで達成したため、中間目標年度である平成23年度に全面改定し、現在の計画を策定したところでございます。現計画では最終目標を達成していないことから、基本方針に基づく施策の進捗状況について検証・評価を行うとともに、改善点や課題の整理を行い、最終目標年度の平成31年度に向けた取組みの確認をしていきたいと考えております。
- 次に、**資料4**をご覧ください。数値目標の達成状況についてです。参考指標を含めた5項目の数値目標に対し、現計画の初年度となる平成24年度から27年度までの実績と、中間目標値を示す平成28年度、計画の最終年度となります平成31年度の数値を記載してございます。なお、中間及び最終目標値の欄につきましては、各数値の下段に平成27年度実績との対比を記載し、下線付きの数値につきましては目標を達成している項目を示しています。

まず、①家庭系ごみ量(1人1日あたり)につきましては、平成20年6月開始の新ごみ減量制度開始後、約3割減少しましたが、その後大きな変動もなく推移している状況でございます。 ここ数年大きな減少は見られないものの、心配されていましたごみ量がもとに戻る現象、いわゆるリバウンドも発生していない状況でございます。

次に、②事業系ごみ排出量につきましては、平成28年度の中間目標値を7万9,300トンと設定しており、既に27年度実績において、目標を達成している状況でございます。平成27年度に本格実施されました、事業系廃棄物処理ガイドラインによる効果と考えられますが、引き

続き最終目標値の7万4,500トンに向け、気を緩めることなく、各施策の取り組みを推進してまいります。

次に、③リサイクル率でございます。平成24年度実績の26.9%から平成27年度実績は27.9%となり、微増ではありますが上昇しております。この後の資料5でもお示しいたしますが、平成27年度はごみの総排出量が減少しているにもかかわらず、平成26年度と同じリサイクル率となりました。この理由としましては、ごみの総排出量の減少と同時に資源化量も減少したことが要因の一つとして考えられます。なお、リサイクル率については、平成24年度以降は政令指定都市20都市中2位を維持している状況でございます。

次に、④最終処分量でございます。平成26年度以降は大幅に減少しており、平成27年度実績において、計画の中間目標値である2万2,500トンを達成することができました。この理由としては、埋立処分地の延命化のため、焼却処理後に発生する焼却灰を資源化したことによるものでございます。

最後に、参考指標として、⑤廃棄物分野の $CO_2$ 排出量を示してございます。ごみ処理施設の基幹改良工事による減少以外に、本数値は「新潟市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ算定しており、平成25年度に計画が改定され、算出方法が変更されたことにより排出量が減少する結果となっております。なお、平成26年度と比較し平成27年度実績が増加しております。この理由としては、亀田清掃センターで行われた基幹改良工事でございます。工事により、発電機の交換の際に発電ができず、買電量が増加したことによるものでございます。

次に、資料5 家庭系ごみ排出量の推移をご覧ください。資料に記載のグラフは、新ごみ減量制度の開始前の平成19年度から平成27年度までの推移を表しています。棒グラフは実際の排出量で、単位はトンとなっております。棒グラフの青色が収集ごみ、ピンク色が市のごみ処理施設へ直接持ち込まれる直搬ごみ、黄色が集積場から収集される古紙類などの資源物、緑色が集団資源回収・拠点回収の区分になっております。また、平成21年度から示してございます、赤色の折れ線グラフは、1人1日あたりのごみ量であり、単位はグラムとなります。家庭系ごみにつきましては、平成20年6月の新ごみ減量制度移行後、市民の皆さまからご協力をいただき、制度開始前である平成19年度に比べ、平成20年度以降は約3割ごみ量が減少したところでございます。近年は、リバウンドはないものの、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。また、年々、施設に直接搬入されるごみが増えております。以前は、区ごとにごみを搬入することができる施設を決めておりましたが、市民の皆さまの利便性向上のため、徐々に区域が拡大され、搬入箇所が増えたことが一因として考えられます。引き続き、循環型社会に向けた、さらなるごみの減量化・リサイクルの推進が必要であり、現在の分別制度の中でどのように各種の施策を取組んでいくのかが課題となってきます。

次に、資料6事業系のごみの排出量の推移をご覧ください。事業活動に伴い事業所から排出されるごみ量についての推移を表しております。なお、このグラフの数値は市の施設で処理する事業系ごみと資源物を示しており、許可業者により適正に処理されている産業廃棄物など、市で処理しないごみ量は含まれておりません。グラフについてご説明いたします。ピンク色は許可業者が排出事業者から委託され市のごみ処理施設等に搬入した許可ごみ、緑色が直搬ごみ、黄色がボランティア清掃や海岸清掃などによる公共ごみ、青色が資源物であり食品残渣の堆肥化などとなります。事業系ごみについては、年々減少傾向にございます。平成25年度に事業系廃棄物処理

ガイドラインを全面改訂し、平成26年度から運用を開始いたしました。事業者の皆さまを対象とした説明会の開催や訪問指導を実施したところでございます。平成27年度の本格実施により、各事業者でごみの適正排出が推進されたこと、また、ごみ処理施設での展開検査において、古紙類、びん、缶などの資源物や廃プラスチックなどの産業廃棄物の混入防止に努めた成果と考えております。

続きまして、**資料7** 現計画の点検結果のまとめをご覧ください。平成24年度に改定されました現計画においては、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に、4つの基本方針のもと、各施策を展開しているところでございます。基本計画の中間見直しにあたり、基本方針を踏まえた基本施策に基づき実施されてきた個別の事業についての取組みを整理し、その効果を評価したうえで、今後の課題を抽出したところでございます。

抽出した課題をもとに、計画の最終目標年度である平成31年度までの重点課題を4つ挙げております。これまで取組んできました基本方針ごとの詳細な事業説明につきましては、本日配付しました**資料7別紙**で詳しく説明させていただきます。

資料7では、基本方針ごとの主要な点検結果と評価、課題についてご説明させていただきます。まず、「基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」では、基本施策としまして、①制度の周知と分別の徹底、②意識啓発・環境教育の推進、③3R・生ごみ減量の推進、④市民・事業者・市の協働した体制づくりが挙げられております。基本方針1に基づく各種の施策は、現時点で全て実施されており、ごみ分別制度が異なる巻広域地区においても、平成24年度にプラマーク容器包装の分別収集を開始したほか、平成30年度を目途としたごみ分別制度の統一に向け、平成28年度から普通ごみを燃やすごみと燃やさないごみに分別していただくモデル事業を実施させていただいております。巻広域地区の約7割の世帯の皆さまから、分別モデル収集にご参加いただいているところでございます。

基本方針1に関する今後の課題としましては、ごみと資源物の分別のさらなる徹底でございます。市ではごみの組成調査を実施していますが、資源物であるプラマーク容器包装や雑がみなどについて分別のさらなる徹底が必要です。また、家庭系の燃やすごみの約4割を占める生ごみの減量対策の強化が必要であるほか、今後は高齢化社会に向けた対応も重要になってくると考えております。一方、三者協働による推進体制の整備につきましては、スーパーマーケット等と連携したレジ袋削減への取組みなどを実施しておりますが、市民・事業者・市が緊密に連携し情報交換を行える体制整備は十分とは言えない状況です。

次に、「基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」でございます。事業活動に伴い発生する事業所からのごみの減量等の施策としまして、制度の周知徹底、ごみ減量への動機づけ、産業廃棄物の混入防止の3つを基本施策として取り組んでまいりました。先ほどご説明しましたとおり、事業系ごみ排出量につきましては、平成27年度実績で平成28年度の中間目標値を達成しておりますが、今後も平成31年度の最終目標値に向け、現行の施策を見直しながら推進してまいります。

中間目標値を達成した大きな要因としまして、事業系ごみの適正な処理・ごみの減量・リサイクルを進めるため、「事業系廃棄物処理ガイドライン」を平成25年度に全面改訂し、事業者の皆さまへ周知を図ってまいりました。また、市の処理施設におきまして、事業所から搬入される可燃ごみ・不燃ごみの展開検査を強化することで、古紙類、びんや缶など資源物の搬入を規制し

てまいりました。

基本方針2に関する今後の課題としましては、事業者自らのごみの減量・リサイクルに対する 意識の向上を目指した取組みが必要と考えております。さらには、家庭系と同様に食品廃棄物の 資源化について、現在取り組んでいる学校給食残渣以外の資源化を推進していく必要があると考 えております。

次に、「基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」でございます。ごみ集積場における違反ごみや持ち去り行為、地域での美化活動やぽい捨て防止など、ごみの排出にも大きく影響するきれいなごみ集積場の維持など、各種施策を取り組んでまいりました。ごみ分別制度の徹底に向け、間違いやすいプラスチック容器包装と有害・危険物の名称の見直しを平成25年度に実施いたしました。また、自治会・町内会から推薦いただいた、クリーンにいがた推進員の皆さまとともにごみ集積場の適正管理を行うことで、違反ごみは年々減少しているところでございます。また、ボランティア清掃への参加数や自治会・町内会など自主的な美化活動への取組みから、きれいなまちづくりに対する市民の意識向上が伺えるところでございます。

基本方針3に関する今後の課題としましては、一部の共同住宅のごみ集積場で見られる違反ご み対策の強化と若年層における美化活動への参加意識の向上を推進してまいります。

最後に「基本方針4 収集・処理体制の整備」でございます。基本施策として、①安定的かつ 効率的な収集運搬体制の構築、②効率的な適正処理・処分の実施、③廃棄物処理施設のあり方の 検討、④大規模災害に備えた事前の体制整備でございます。平成20年6月からの新ごみ減量制度により大きく減量したごみ量や施設稼働率、施設の委託化による経費節減など踏まえ、平成2 3年度末をもって白根グリーンタワーの焼却施設を、平成27年度末をもって新津クリーンセン ターの運転を停止することで、効率的な処理と処分を実施しているところでございます。

また、平成27年度には環境省から出された指針に基づき、「新潟市地域防災計画」を補完する計画とし、大規模災害発生時に想定される災害廃棄物の発生量の推計や処理フローなどを示した「新潟市災害廃棄物処理計画」を策定したところでございます。

基本方針4に関する今後の課題としましては、ごみ量の変動に伴う収集体制及び施設のあり方についての検討が必要であると考えております。また、策定しました「新潟市災害廃棄物処理計画」の実行性を保つために、関係機関・事業者の皆さまと連携した災害対応訓練の実施などについて、今後の課題と考えております。あわせて、他都市との協力体制の整備が必要と考えております。

以上、4つの基本方針につきまして、これまでの主要な施策に対する評価と課題をご説明させていただきました。現計画の最終目標年度となる平成31年度に向け、各施策の取り組みを整理し、課題を認識することで見直しを行ってまいりたいと考えております。今後は個々の課題を解決していくだけでなく、次期計画の策定も見据え、課題を踏まえた総合的な方向性を検討する必要もあることから、資料7の一番下に4つの重点課題を挙げさせていただきました。①家庭系ごみのさらなる減量、②事業系ごみの減量、③ごみ量の減少に伴う効率的な処理体制の確立、④災害対策でございます。これらを重点的な課題と捉え、4つの基本方針の施策に実効性を持たせ、さらなるごみの減量・リサイクルにつながる施策に取り組んでまいります。

以上で、説明を終わります。

# ■新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて(審議) 質疑・応答

- 松原会長: ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。委員の皆さまから大 所高所からの活発な議論をお願いいたします。八子委員。
- 八子委員: 資料 7 規計画の点検結果のまとめについて、最終目標年度までの重点課題として「① 家庭系ごみのさらなる減量」が挙げられています。私が日々感じていることですが、日本では買 い物をするとごみを買っているような気持ちになることがあります。ほとんどの商品がプラスチ ックの袋で包装されています。スーパーマーケットなど事業者では、レジ袋削減の取組みを行っ ている場合もあります。私が所属している消費者協会では、レジ袋の削減に一生懸命取り組んで いますが、日々の買い物の中で出てくるプラスチックは家庭で処理することはできないものです。 生ごみはコンポストによる堆肥化、食べ残しをしないようにするなど、家庭でもいろいろな手段 で生ごみを減量することができます。市でも、生ごみの減量化・資源化のために段ボールコンポ ストの普及などに取り組んでいます。プラスチックは家庭では処理できないことから、分別して ごみ集積場に出すことになります。私の住んでいる地域では月曜日がプラマーク容器包装の収集 日となっていますが、収集日にごみ集積場を見ますと、ごみ集積場いっぱいにごみが出ている状 況です。これは、新潟県や新潟市だけで取り組むには難しいところがあります。しかし、このま ま何も施策をしないと、減量が進まないと私は予想しています。本日は、審議会の委員としてイ オン青山店の片粕委員がご出席されていますが、イオン各店舗に買い物に行きますと、包装して いない商品を並べている場所が多くあり、商品を手にとりながら選ぶことができ、大変良い取組 みであると感じています。テレビで見ていますと、外国のスーパーマーケットでは包装がほとん どされていません。日本は過剰包装であると思います。私はごみの減量のためには、根本から変 えていく必要があると思います。ごみ減量に関する意識をどのように市民や事業者に広げていけ ばよいのでしょうか。市の広報紙であるサイチョプレスでは、市民に対する情報提供が行われて おり評価しているところです。ごみ減量に関する意識の浸透を図るため、サイチョプレスを利用 するなどして、市民のみならず事業者の皆さまへの周知も行うべきであると考えます。資源のな い日本です。また、これからの高齢化社会の到来により、エネルギーは医療分野にシフトされて しまう時期が来ます。エネルギーを無駄にしないことが大切となります。このようなことをしっ かり踏まえ、ごみに関することをもう少し考え、いろいろな働きかけを行い、ごみを減量してい くことが重要となります。
- 松原会長:八子委員の発言にもありましたが、片粕委員よりコメントはありますでしょうか。
- 片粕委員:包装に関する問題は、私自分も消費者であり、一方では販売者であることから非常に ジレンマを感じている部分がございます。取引先様等との関係もございますので、ごみの減量に 関することに関し、調整をしていきたいと思います。

なお、事業者の立場から申し上げますと、包装は商品を輸送する際の強度の確保、衛生面の確保、異物混入防止などのために必要なものです。しかし、過剰包装されたりしているものが一部にはあるかと思われますので、ごみ減量に向けての取組みは考えなければならないと思います。

- 松原会長:他にありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員:8年前に新潟日報社の主催する県民エコ運動に参加した際、スーパーマーケットに出 口調査に行かせていただきました。レジ袋を減らすことや、過剰包装を減らす取り組みは、一事

業者ではなかなか取り組みにくいと、調査の際にスーパーマーケットの方にお聞きしました。イオン各店舗では、先進的に一生懸命に取り組んでいると思います。なお、先ほどの片粕委員のご発言で、商品の保護のために、すべての包装をやめることはできないということは分かりました。しかし、過剰包装を減らす取り組みが広がらないと、ごみ減量につながっていきません。プラマーク容器包装としてきちんと分別され、有効にリサイクルされればよいのですが、汚れているものは燃やすごみとして処理するしかないのが現状です。このような現状を市民に知らせ、分別の徹底についてもっと周知する必要があると考えます。私は、今ここでは名案がありませんが、市で周知をお願いしたいと思います。

- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:最初に、「サイチョプレス」の発行に際し、お褒めのご発言をいただきあ りがとうございます。

それから、プラスチック容器包装に関してですが、全国的な組織として容器包装リサイクル協会がございます。環境省から認められており、リサイクルの仕組みとして成り立っています。また、市ではごみの組成調査を行っており、家庭から出された燃やすごみ・普通ごみの状況を調べていますが、プラマーク容器包装などの資源物がまだまだ混入されている実態があります。分別することがごみの減量につながることから、意識啓発を引き続き行っていくことが必要であると考えています。

また、片粕委員、八子委員からご発言がございましたが、事業者の皆さまへの啓発も今後行っていく必要があると考えます。市民の皆さま、事業者の皆さまの双方へご理解を求めていく必要があると思います。

- 松原会長:他にありますでしょうか。星島委員。
- 星島委員:商品を製造する事業者の立場で発言させていただきます。現在は、流通業者でも包装 削減に取り組んでいます。商品を製造し出荷する際は、商品の保護のために必ず包装材を利用い たしますが、一方でプラスチック削減の取組みも実施しています。皆さまご承知かと思いますが、 商品は外装の包装がされていて、その中にトレイが入り、そのトレイの上に商品がのっているこ とを見かけられると思います。中に入っているトレイについて、お客様からトレイはもったいな いから不要ではないかとのご意見をいただいたこともあり、昨年度から試験的に一部商品でトレ イのない商品を販売しています。ただし、製造する事業者の立場で申しますと、商品の品質維持 や消費期限の管理のため、一定の包装や乾燥材が必要な場合があります。本来ならば乾燥剤が不 要であれば良いのですが、日本の気候や消費期限の関係から一概になくすことはできません。一 挙にすべての商品の包装などを見直すことは難しいですが、事業者として少しずつ商品別に対応 できるところから取り組んでいるところです。私どもの事業所から排出される廃棄物は一般廃棄 物ではなく、ほとんどが産業廃棄物となります。排出の際にはプラスチック類など12分類に分 けています。工場が3か所ございますが、すべてで同様な廃棄物の分別を行っており、リサイク ル率は約99%となっています。一般廃棄物の焼却は市のごみ処理施設に搬入されていますが、 産業廃棄物に関しては適正処理に努めております。容器包装の削減については、商品を製造する 事業者として今後も取組んでいく考えです。
- 松原会長:他にありますでしょうか。掛川委員。
- 掛川委員: **資料5**を見ますと、ここ数年はほとんど変わっていない状況です。ごみの組成調査に

おける割合において、燃やすごみに占める割合は生ごみが約4割、紙類が約3割であると認識していますが、混入割合に大きな変化はないでしょうか。

- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:平成27年度までの毎年度、ごみの組成調査を実施してきました。生ごみは39%から40%台前半、紙類は平成26年度が約25%、平成27年度が約24%であり、ほぼ変動はありません。ただし、紙類の中には、資源物として出すことができる新聞紙や雑誌・雑がみなどが約14%混入しています。資源として分別していただければ、ごみの減量につながることになります。
- 松原会長:他にありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員: **資料6**事業系ごみの排出量の推移についてですが、平成26年度と平成27年度との 比較で、許可ごみ及び直搬ごみが減少している要因は、事業系ごみは生ごみがほとんどなく、紙 系の廃棄物が多いと思われるので、紙類の廃棄物を削減することができれば、さらなるごみの減 量につながると考えられます。人口減少も要因として挙げられると思いますが、何か特筆した点 がありましたら、お聞かせください。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:平成25年度に「事業系廃棄物処理ガイドライン」の全面改訂を行いました。平成26年度を試行期間として、説明会の実施や大規模排出事業者などへの説明を行い、平成27年度から本格実施いたしました。おかげさまで事業者の皆さまからご理解をいただき、市の処理施設に搬入されるごみに資源物の混入がないようにお願いしたことから、事業系ごみの減量につながったところでございます。また、展開検査を実施し、処理施設に搬入されたごみの中に資源物の混入がないか確認を行っています。
- 八子委員:事業系ごみは生ごみが少なく、紙系の廃棄物が多いのではないかと思います。紙系は 資源であると思いますので、事業者での分別が徹底されれば、もう少し減量にはつながるのでは ないかなと思います。
- 松原会長:他にありますでしょうか。菊野委員。
- 菊野委員:本日、**資料7別紙**を配付していただきました。個々の事業に関する課題、効果、評価等が記載されておりますが、この資料に基づく審議は、11月2日に開催される第3回審議会以降ということでしょうか。本日の審議会では、**資料7別紙**の内容の議論には入らないのでしょうか。個々にかなりの内容を求められるようなご質問もあるようですが、審議会の時間の関係もありますので、よろしければ、**資料7別紙**の説明を聞きながら、委員の皆さまのご意見を伺ったほうがいいと思われます。
- 松原会長:この点について、事務局の考え方はいかがでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長: **資料7**で説明させていただいた、計画の見直しの総論部分に関する委員の皆さまのご意見やご質問の状況が分からなかったため、**資料7別紙**の説明をいたしませんでした。本日の審議会の開催時間はまだございますが、**資料7別紙**の基本方針の説明をさせていただきますと、それなりの時間が必要となります。よって、本日は、総論部分のご審議と考えておりました。
- 菊野委員:今は**資料7**の総論の項目について質問、意見を述べるという時間でしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長:事務局としましては、まず総論でのご意見があるかと思い説明をさせてい

ただきました。個々の事業に関する説明を聞いてからのほうが委員の皆さまの審議が進むようで ございましたら、資料7別紙の説明をさせていただきたいと思います。

- 菊野委員: **資料7**に記載されている内容は、これまでの審議会で審議をしてきたものが網羅されておりますし、市としてもこれまで様々な視点で、様々な施策を講じて現状にあるかと感じておりますので、具体的な内容の審議を行った委員の皆さまからも意見を出しやすいという印象を持っております。
- 松原会長:それでは、次に進みたいと思いますが、委員の皆さまからご意見はありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員: 資料7の「2. 現計画の基本方針と点検結果のまとめ(概要)」の「1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」の評価欄に課題として記載されている「生ごみ減量対策の強化」及び「2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」の評価欄に課題として記載されている「食品廃棄物の資源化」に関連して発言いたします。県や市では、食品ロスについて取り組んでいると思います。私は、農業関係の事業などに参画している関係で、それなりに勉強をしているところですが、新潟県だけではありませんが、残念ながら従来農薬が非常に使われてきました。現在、市では農薬・化学肥料の5割減々を呼びかけていますが、土壌に入っているいろいろな農薬・化学肥料の残留的なものが、果たしてどこまできれいになっているかは分からないわけです。私は、免疫力の弱い幼児や高齢者に対する注意は十分にしていかなければならないと思います。中学生以上の年齢になりますと免疫力もつき体力もつくのです。いわゆる弱者に対する対策をおろそかにしてはいけないと思います。市が発行している「サイチョプレス」での広報など、今後の食品ロス対策などについてどのように考えているでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:前段のご発言は、減農薬や有機栽培など食の安全・安心という観点からの ご発言だと思います。農業部門や食品衛生部門での対策、あるいは理解を求めていくという観点 での施策はあるかと思われます。

次に、食品ロスに関することでございます。国では内閣府、農林水産省、環境省などで取組みが行われています。特に、業界では3分の1ルールがあり、賞味期限までの日数が3分の1になると売り場からなくなるということで、この賞味期限をできるだけ延ばそうという動きが国でございます。今年度から新潟県では、他県で実施されております「3010運動」を通じ、飲食店の皆さま、県民の皆さまへの理解を深めていきたいという動きがあります。この取組みは、食品ロスの発生抑制を訴えるため、例えば飲食店で食事をする場合に、最初の30分間と終わりの10分間は自分の席に着いて食べましょうというものです。また、福岡県の事例では食品の協同組合を中心に、食品メーカーさんにお願いして、いわゆる日持ちのする食品に余剰が出た場合に、フードバンクに回していくというような動きもございます。福岡県の場合は福祉関係が中心となり、フードバンク、フードドライブという動きが始まっています。私どもは廃棄物を適正に処理する部門であることから、廃棄物として収集運搬されたものを食品として利用することができません。現在、福井県が中心となり、都道府県・市町村でネットワークを構築し、食品ロス対策についての情報を共有する動きが始まっております。市の内部的にはまだ体制が整っていませんが、今後、農業部門、福祉部門、廃棄物部門など協力して取り組んでいきたいと考えております。

○ 松原会長:賞味期限の問題で、賞味期限のかなり前に店頭から回収するという話もありましたが、

片粕委員より、何かご意見はありますでしょうか。

- 片粕委員:商品によって異なります。期限ぎりぎりまで販売する商品もありますし、値下げするなどして賞味期限ぎりぎりまで販売する場合もありますので、一概には申し上げられません。先ほども申し上げたとおり安全・安心ということが一番でございます。お客様が購入され、ご家庭にある程度の期間置いていただいても安全に召し上がっていただけることを考え期限に関するルールを定めていますので、難しいところがあります。
- 松原会長:製造という立場の事業者として、星島委員から何かありますでしょうか。
- 星島委員:弊社では、生鮮系の食品を取り扱っていませんので、消費期限ではなく賞味期限という考え方でございます。賞味期限は、おいしく食べることができる期限のことであり、期限を過ぎたから直ちに食べられないということではありません。賞味期限は社内で規定しております。弊社のルールで、商品を生産して実際に時間を置いて変化を分析し、安全に召し上がっていただける仕組みで商品を生産しております。弊社では約5年前に、それまでは基幹商品の賞味期限を4カ月としていたものを、1カ月延ばして5カ月とする取組みをいたしました。これまでの議論にありますごみの減量には反することになるかもしれませんが、包材を厚くする、あるいは包装を二重や三重にしなければならない商品もございました。賞味期限を延ばすことで、お客様のところに長く置いていただくことができます。国の指導もございますので、少しずつ進めていく所存でございます。
- 松原会長:賞味期限と消費期限の違いはどのようなものでしょうか。
- 星島委員:消費期限は、基本的に消費する期限として設定されており、商品によって異なりますが、1週間や2週間という商品がございます。賞味期限は、おいしく召し上がっていただける期限であり、例えば本日までが賞味期限という商品であれば、おいしく召し上がっていただけるのが本日までということで、明日になったら食べられないというものではありませんが、できるだけ早く召し上がっていただくのが良いのかと思います。
- 松原会長: **資料4**数値目標の達成状況について、家庭系ごみ(1人1日あたり)が平成27年度で500グラムとなっており、平成28年度の中間目標値を達成していない原因をどのように分析しているのでしょうか。先ほどの説明では、直搬ごみが増えているということでしたが要因はどのようなことでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長: 資料5 家庭系ごみの排出量の推移でグラフに記載のとおり、収集ごみは減 少傾向ですが、ごみ処理施設への直接搬入ごみが増加傾向となっていることが挙げられます。また、区別の状況では、西区と西蒲区との比較では1人1日あたりのごみ量が西蒲区のほうが100グラム多い状況です。合併前の西蒲区の多くの町村が雑がみの収集を行っていなかったことや、分別の種類が少なかったことが要因と考えられます。1人1日あたりのごみ量が少ないのは、西区や中央区となっています。
- 松原会長:他にありますでしょうか。斎藤委員。
- 斎藤委員:西蒲区はごみが多いと言われています。巻広域地区では、鎧潟クリーンセンターの竣工により、分別数が少なくなりました。ガラス、セトモノ、金属製品を同じごみ袋で捨てることができるようにになった経緯があります。一度変更した分別を再び細分化することはとても難しいことです。そこで、コミュニティ協議会の有志で、プラマーク容器包装の分別を有志十数名で始めました。地域全体にアンケートなどを行うなど協力する方を募って活動を広げていきました。

最初は汚れた容器包装が入っていたりして、なかなかうまくいかなかったのですが、注意喚起や 口コミで周知を図ってきました。平成24年度から巻広域地区全域でプラマーク容器包装の分別 が始まり、やっと他の地区に追いついたような形です。何で面倒くさいことしなければいけない のかという意識が非常に大きかったのですが、少しずつごみを減らしていこう、分別することに より指定袋を使うことが少なくなることからお財布にも環境にも優しくなるからと、ごみの減量 につながる分別について呼びかけを行っています。

また、地域では古布・古着の回収も取り組んでいます。古布・古着は拠点回収場所に持ち込むことができますが、受付が平日中心となっているため、持ち込めないことがあります。そこで、5月と11月の年2回、JA女性部で実施している古紙回収に合わせて古布・古着の回収を行っています。古着など捨て方に困っていて、少しずつごみに捨てていた人もおられるようです。年々回数を重ねるごとに古布・古着の回収量は増えています。集まった古布・古着は、拠点回収場所である鎧潟クリーンセンターやエコープラザに持っていきます。土曜日や日曜日などの市民が持ち込みやすい時間帯も設けてほしいと思います。持ち込みやすい時間帯が増えることによってごみ袋に入る古布・古着が減り、ごみの減量化につながるのではないかと思います。少しずつ地道にこつこつと取り組んでいきたいと思いますので、温かく西蒲区を見ていただければと思います。

- 松原会長:他にありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員:毎日の買い物ですごく気になることでしたので、何かの機会にと思い発言させていた だきます。買い物をして魚や豆腐を購入しますと、水気などを防ぐために薄いビニール袋に必ず 入れてくれます。レジ袋は不要ですと言いますと、お店の方はありがとうございますとおっしゃ います。だけれども、私は、水気などを防ぐために薄いビニール袋も不要ですと言いますと、面 倒だと感じながらも対応してくださる方もいますし、面倒くさがって袋に入れる方もいます。「レ ジ袋は不要です」の札を使ってくださいという場合もありますが、その袋に関し、皆さんが感じ ることはありませんか。すごく優れものなのです。私はペットボトル、びんや缶をごみ集積場に 出す際に薄いビニール袋を使います。レジ袋を使わなくてもかなりの強度があるわけです。しか し、こういうことをPRすると、また袋をもらってしまう傾向になってしまいますし、どういう ふうにすれば削減につながるかということになります。ほとんどの方は、プラマーク容器包装の 収集日に分別して出されていると思います。中身の入っていないレジ袋を、プラマーク容器包装 の時に捨てていることが見受けられます。袋を使わないということなのでしょうか。何か使う手 だてがあることを何らかの形で周知するか、レジ袋をもらうことをやめるのか、何かできないも のかと思います。レジ袋をもらうことをやめるだけでも、大分違うなと私は日常感じています。 私の今までの経験では、魚などは水が出ないように過剰なぐらいプラスチックで包装しています ので、袋に入れなくても大丈夫なはずです。ごみの削減ができないかと思いましたので、発言さ せていただきました。
- 松原会長:他にありますでしょうか。巻広域の分別等に関し、石井委員から何かございますか。
- 石井委員:平成24年度に巻広域地区でプラマーク容器包装の回収が始まりました。当初は、プラマーク容器包装の分別への参加は少なかったのですが、どんどん手が挙がっていきました。回収が始まった際は汚れたものが出されることもありましたが、時間がたつにつれ徐々に浸透していると思われます。

今年6月から始まった分別モデル収集にも参加し、平成30年までの間取組むという申し合わ

せになったのですが、先ほどのお話にもありましたとおり、これまでは何でも同じ袋に入れることができるということでしたので、見ていると指定袋の中に新聞紙が入っていたり、缶が入っていたりしているのを見受けます。このような現状についてコミュニティ協議会を通じて皆さまにお知らせするなどの運動をしていかなければ、平成30年度までに分別が徹底されるかということに少し疑問を感じます。

ただ説明するだけでは制度が浸透していかないと思われます。クリーンにいがた推進員の皆さまと地域が一緒になった運動をしていかなければならないと思います。私たちの地域では、ごみ集積場には誰も立っていません。分別についての注意をする手段がございません。クリーンにいがた推進員さんと一緒になったお話し合いをした中で、活動していければと私は考えています。

- 松原会長:他にありますでしょうか。斎藤委員。
- 斎藤委員:視察研修で国道402号線沿いにあるPSCというプラマーク容器包装とペットボトルを選別する工場の見学をしました。西区や西蒲区のプラマーク容器包装とペットボトルが運び込まれているとのことでしたが、西区では一人暮らしの学生さんが多く住んでいることがあるためか、中身の入ったペットボトルも排出されるなど、マナーが悪いとの指摘がありました。学生対象の説明会が行われているとお聞きしていますが、住んでいる市町村によってごみの分け方・出し方は違うことから、引き続き説明会を行うなど、ごみの出し方の徹底についてお願いしたいと思います。
- 松原会長:たくさんのご意見をいただき、ありがとうございます。それでは、議題「新潟市一般 廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて」の審議について、本日はこれで終了いたし ます。

#### 3. 連絡事項等

- 松原会長:次に、事務局より連絡事項について説明をお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長:次回の審議会は、11月2日(水曜日)午後2時から開催させていただきます。会場は市役所本館6階第4委員会室でございます。本日に引き続きまして、新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについてご審議をいただく予定としております。

次に、照会票でございます。資料の最後に第2回清掃審議会照会票がございます。本日ご審議 いただきました内容で、ご質問できなかったことや後で気になったことなどございましたら照会 票に必要事項をご記入いただきまして、事務局までご送付いただければと思っています。よろし くお願いいたします。

○ 松原会長:ただいまの説明にご質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

<なし>

- 松原会長:それでは、これをもちまして本日の審議を終了いたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:ありがとうございました。

ここで委員の皆様にお知らせがございます。平成19年10月1日より委員を務めていただき、 また会長としてもご活躍いただきました松原幸夫委員が清掃審議会委員を退任されます。審議会 出席は本日が最後となります。ここで一言ご挨拶をいただければと思います。 ○ 松原会長:一身上の都合により、今月末で新潟市清掃審議会委員を退任することになりました。 9年間、新潟市清掃審議会の委員として皆さまと一緒にお話しさせていただいたことは、貴重な 体験でした。八子委員がご指摘されるように、まだまだ理想からはほど遠いところもありますが、 その一方で政令市でも屈指の環境先進都市というところまでこぎつけております。反省点はある かもしれませんが、なぜここまでよくできたのか振り返ることも大切だと思います。明治の初め の外国人の旅行者で、イザベラ・バードが新潟に関する紀行文を書いています。津川から新潟に 来たら、そこは非常にゆったりとした大きな大都会で、それなのに広々としてごみが一つも落ち ていない、非常に美しいまちだと絶賛しております。新潟市の清掃が行き届いているのは明治時 代、あるいは江戸時代からのよき伝統、よきDNAがあるからだと思います。

それから、毎回10ページを超える会議録でわかるように、非常に多くのご意見を委員の皆さまからいただいて、このことが原動力となって市の環境行政が進んでいるのだと思います。また、審議会での意見の一つひとつのご指摘を、行政が丁寧に漏らさず拾っていただいていることも大きいと思います。大きな改革につきましては、全国の先進モデルを見ながら、バランスのいい新潟のオリジナルモデルを事務局から提案していただいております。私は毎回これを見るたびに、これだったら委員の皆さまの意見は何も出ないだろうなと思っていると、さらにブラッシュアップするような意見を多数出してくださいます。非常にいいサイクルができていると思います。また、実際に各種の施策を実施しますと、市民の皆さまが非常に几帳面に誠実にガイドラインどおりに運営されるので、非常に高いレベルで実行できています。市民・事業者・市、そして審議会が一つの輪になって、きれいにPDCAが回っていると思います。今後もこれを崩さないようにすることが大切です。今後は、気を緩めないことが重要です。非常にいいデータが出ていますが、気を緩めないためにも日本をリードするという気概を持って今後も取組んでいただければと思います。たくさんの業績もありましたが、私としては9年間皆さまと充実した審議ができたことが何よりの思い出です。ありがとうございます。

○ 石崎廃棄物政策課長補佐:これまでお忙しい中、当審議会の審議にご参画いただき、貴重なご意見をいただき、市の廃棄物行政に貢献してくださいました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

なお、松原会長が退任されることに伴い、次回は山賀副会長より職務を代行していただくこと で考えておりますが、よろしいでしょうか。

## <異議なし>

○ 石崎廃棄物政策課長補佐:ありがとうございました。 それでは、これをもちまして本日の日程を終了いたします。